

平成21年  
第 1 回

# 沖縄県議会（臨時会）会議録

平成21年1月13日 開会 }  
平成21年1月13日 閉会 } 1日

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程 .....	3
1. 開会日に応招した議員 .....	5
1. 応招しなかった議員 .....	5

**第1号（1月13日）**

1. 開会年月日時 .....	7
1. 議事日程 .....	7
1. 本日の会議に付した事件 .....	7
1. 出席議員 .....	7
1. 欠席議員 .....	7
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....	8
1. 開 会 .....	8
1. 諸般の報告 .....	8
1. 日程第1 会議録署名議員の指名 .....	8
1. 日程第2 会期の決定 .....	8
1. 日程第3 平成20年第4回議会乙第1号議案 .....	8
1. 委員長報告（総務企画委員長） .....	8
1. 討 論 .....	9
前田 政明君 .....	9
1. 採 決 .....	12
1. 閉 会 .....	12

**巻末掲載文書**

1. 委員会審査報告書 .....	15
1. 諸般の報告 .....	17
1. 議案処理一覧表 .....	19



## 平成21年第1回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月	日	曜日	日	程	備	考
1	1	月	13	日	火	本 会 議 （会議録署名議員の指名） （会期の決定） （総務企画委員長報告、採決）	

---



## 開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君	前 島 明 男 君
玉 城 義 和 君	新 垣 良 俊 君
上 原 章 君	仲 田 弘 毅 君
島 袋 大 君	辻 野 ヒロ子 さん
中 川 京 貴 君	嶺 井 光 君
桑 江 朝千夫 君	當 間 盛 夫 君
平 良 昭 一 君	当 銘 勝 雄 君
仲 村 未 央 さん	渡嘉敷 喜代子 さん
照 屋 大 河 君	前 田 政 明 君
渡久地 修 君	玉 城 ノブ子 さん
上 里 直 司 君	赤 嶺 昇 君
瑞慶覧 功 君	比 嘉 京 子 さん
奥 平 一 夫 君	糸 洲 朝 則 君
吉 田 勝 廣 君	翁 長 政 俊 君
當 山 眞 市 君	浦 崎 唯 昭 君
座喜味 一 幸 君	池 間 淳 君
佐喜眞 淳 君	新 垣 哲 司 君
玉 城 満 君	具 志 孝 助 君
仲宗根 悟 君	新 里 米 吉 君
崎 山 嗣 幸 君	嘉 陽 宗 儀 君
西 銘 純 恵 さん	新 垣 安 弘 君
山 内 末 子 さん	大 城 一 馬 君
新 垣 清 涼 君	

---

## 応招しなかった議員

吉 元 義 彦 君	金 城 勉 君
照 屋 守 之 君	

---

平成21年 1月13日

平成21年  
第 1 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

（第 1 号）

平成21年  
第 1 回

# 沖縄県議会（臨時会）会議録（第 1 号）

平成21年 1月13日（火曜日）午前10時 2分開会

## 議 事 日 程 第 1 号

平成21年 1月13日（火曜日）

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成20年第 4 回議会乙第 1 号議案（総務企画委員長報告）

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 平成20年第 4 回議会乙第 1 号議案  
平成20年第 4 回議会乙第 1 号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例

### 出 席 議 員（44名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
3 番	中 川 京 貴 君	29 番	嶺 井 光 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	30 番	當 間 盛 夫 君
5 番	平 良 昭 一 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
6 番	仲 村 未 央 さん	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
7 番	照 屋 大 河 君	33 番	前 田 政 明 君
8 番	渡久地 修 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
9 番	上 里 直 司 君	35 番	赤 嶺 昇 君
10 番	瑞慶覧 功 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
11 番	奥 平 一 夫 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	39 番	翁 長 政 俊 君
13 番	當 山 眞 市 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
15 番	座喜味 一 幸 君	41 番	池 間 淳 君
16 番	佐喜眞 淳 君	42 番	新 垣 哲 司 君
17 番	玉 城 満 君	43 番	具 志 孝 助 君
18 番	仲宗根 悟 君	45 番	新 里 米 吉 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	46 番	嘉 陽 宗 儀 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	47 番	新 垣 安 弘 君
21 番	山 内 未 子 さん	48 番	大 城 一 馬 君
22 番	新 垣 清 涼 君		

### 欠 席 議 員（3名）

14 番 吉 元 義 彦 君  
27 番 照 屋 守 之 君

37 番 金 城 勉 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君	主 査	中 村 守 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	佐久田 隆 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君	政務調査課長	新 城 博 君
課 長 補 佐	平 田 善 則 君	副 参 事	知 念 正 治 君

議長（高嶺善伸君） ただいまより平成21年第1回  
沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きま  
す。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により  
御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

議長（高嶺善伸君） 日程第1 会議録署名議員の  
指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条  
の規定により

4 番 桑 江 朝千夫 君 及び

9 番 上 里 直 司 君

を指名いたします。

・ ・

議長（高嶺善伸君） 日程第2 会期の決定を議題  
といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本1月13日の1日といたした  
いと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本1月13日の1日と決定いたしま  
した。

・ ・

議長（高嶺善伸君） 日程第3 平成20年第4回議  
会乙第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

総務企画委員長（當間盛夫君） 皆さん、おはよう  
ございます。

ただいま議題となりました平成20年第4回議会乙第  
1号議案の条例議案1件について、委員会における審  
査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重  
に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の  
概要等について申し上げます。

なお、本議案は平成20年11月議会に提案されました  
が、慎重に審査及び調査をする必要があるとの理由で  
継続審査となった議案であります。

まず、平成20年第4回議会乙第1号議案「沖縄県行  
政機関設置条例の一部を改正する等の条例」は、宮  
古・八重山支庁の組織を改編しその内部組織を本庁各  
部と直結した個別出先機関とするため、関係条例の改  
正等を行う。

主な改正内容は、宮古事務所、八重山事務所を設置  
すること、宮古地域及び八重山地域に農林水産振興セ  
ンターと土木事務所を設置すること及び沖縄県支庁設  
置条例を廃止するなど、関係条例の整理を行うこと  
であるとの説明がありました。

本案に関し、これまで宮古・八重山地域の地元の理  
解が得られたことから、条例改正案を提出したとの答  
弁・説明があつたが、その後11月に八重山市町会や宮  
古市村会から改めて改編を見直すよう陳情が出てきた  
ことなどを考えた場合、地元の理解は得られていない  
ととらえるべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、地元への説明会を開催するなどした結  
果、理解が得られたものと判断して11月定例議会に条  
例案を提出したが、その後、再度地元から陳情が提出  
されたことから、去る12月下旬に石垣市長を初め5名  
の首長へ直接または電話等で説明を行ったところ、県  
の行財政改革は理解できるとの発言があつたことか  
ら、改めて一定程度の理解が得られたものと考えてい  
るとの答弁がありました。

次に、地元住民は行政サービスの低下を一番懸念し

ていると思うが、低下させないという裏づけはあるのか、部長クラスが統括監クラスに変わることに影響はないかとの質疑がありました。

これに対し、支庁が持っている組織はそのまま残るので、県が行っている事業や連絡調整機能は継続され行政サービスの低下はないものと考えている。部長クラスが統括監クラスに変わることに影響については、これまでも部長クラスの権限や決定権を統括監クラスにおろしているところであるので、今回の支庁改編でも特に支障は生じないものと考えているとの答弁がありました。

次に、総合調整機能とは何か、これまで支庁長が総合調整機能を発揮できなかった理由は何か、平成8年に支庁の組織改編を行ったときの理念を変える理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、総合調整機能とは、予算の編成権なり企画・立案権などであると考えている。

平成8年の支庁組織改編では、総合窓口としての組織体制を強化するため支庁の組織を改編したが、平成12年以降の地方分権の進展により、住民に最も近い基礎自治体である市町村に権限を任せざるべきであるという考えが定着したこと、予算の大半が国庫補助事業であり、県の裁量で動かせる県単事業がわずかしかないという県の特異性から、支庁長に予算の編成権や企画・立案権を付与することができないこと、近年の国庫補助事業の減少に伴い、全県的に予算を執行する必要が生じたことなどの理由から、今回見直しを行ったものであるとの答弁がありました。

次に、県の収支不足が4年間で1260億円に及ぶという厳しい財政状況の中で、行財政改革でどれだけの財源が確保できると考えているのか。今回の支庁改編はこの行財政改革の取り組みの中でどのような意味を持つのかとの質疑がありました。

これに対し、行財政改革による節減効果は、現時点で277億円を見込んでいる。支庁の組織改編の目標は、総合出先機関である支庁を本庁各部直結の出先機関にすることによって、簡素で効率的な組織をつくり、意思決定の迅速化や業務の専門性の向上を推進できるようにすることである。人員削減や経費削減は結果であって支庁再編の目的ではないとの答弁がありました。

次に、本年4月1日に支庁改編を実施する場合のスケジュールはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、組織を改編するためには1月上旬までに組織を固め、その後人事の作業を入れ、並行して予

算編成作業を行わなくてはならない。加えて140本余りの関連規則を改正する必要があるため、今議会で成立しなければ準備作業に大きな支障を来すものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、地域住民への説明会の必要性、市町村への権限移譲の状況、北部合同庁舎の責任者の権限内容、地域完結型組織への改革の必要性、工事請負費執行権限の変更内容、地元市町村の組織改編との関係、新型インフルエンザ等緊急事態への対応策、支庁長と参事監兼事務所長の権限の違いなどについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、平成20年第4回議会乙第1号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、平成20年第4回議会乙第1号議案については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、本議案の可決後、社民・護憲ネット所属委員から別紙のとおり附帯決議が提出され、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。御報告を終わります。

**議長（高嶺善伸君）** これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（高嶺善伸君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

**前田 政明君** 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました宮古・八重山支庁、支庁長廃止のための乙第1号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例」に反対討論を行います。

1996年（平成8年）4月1日から施行された宮古・八重山支庁、支庁長制度の趣旨は、1、離島・過疎地域の均衡ある発展を図るとともに特色ある豊かな地域づくりを進めるためには、総合的かつ効果的な行政の推進を図り地域の課題に市町村と連携して取り組む行政組織を確立すること。2つとして、宮古・八重山地域においての地域の一体的な振興を図るため、福祉事

務所、農林土木事務所、土木事務所等の出先機関を支庁に統合し、支庁長の総合調整を高め、両地域の地域完結型システムを強化するため、これまで本庁に保留されていた権限を大幅に支庁長に移すこと。3、農林土木事務所や土木事務所等の出先機関の支庁への統合は、縦割り行政の弊害を緩和するとともに支庁長の総合調整機能を強化すること。4、事務部門と技術部門が同一の組織に属することによって、地域住民の意向を反映した土木事業の実施や生産計画に基づいた土地改良事業実施など、ハード部門とソフト部門の一体的・計画的な実施が可能になることなど縦割り行政の弊害をなくし、支庁長の総合調整機能を高め、両地域の地域完結システムを強化することが強調されています。

この宮古・八重山支庁、総合調整機能を持つ支庁長制度は、これまで宮古・八重山圏域の振興・発展に大きく貢献してきました。地域住民は支庁・支庁長廃止に反対し存続を求めて訴えてきました。

これまで、宮古・八重山地域の多くの団体から、宮古・八重山支庁、支庁長の存続を求める訴えの陳情が県議会にも提出されています。

それぞれの陳情では、総合調整機能を高く評価して存続を訴えています。例えば、宮古市村会の陳情は「これまで宮古支庁は、宮古圏域の経済、産業、医療・福祉行政における総合調整機能を発揮し、同圏域の振興発展に大きく貢献してきており、また宮古・八重山支庁を設置した経緯からも、支庁長を配置し総合的な調整機能を図ることは県と市町村、地域が一体となった離島圏域の振興発展に大きく寄与するものである。ついては、このような圏域の状況等もかんがみ、課題解決のための組織機能や住民サービスの低下を招くことがないよう、宮古支庁長の存続を含め、組織の維持・存続に配慮してもらいたい。」と訴えています。

また、八重山市町会の陳情は、「これまで八重山支庁は、八重山圏域の振興発展に多大な貢献を果たしてきており、その過程で八重山地区3市町が八重山支庁と連携を図りながらやってきたこと等を考えると、八重山支庁の果たしてきた役割は大変重要なものである。」「離島圏域の振興を図るためには、八重山支庁を知事直属の総合機能を持つ行政組織として位置づけ、支庁長機能をより強化するなどさらなる機能強化が求められている。」と訴えています。

また、住民の思いを八重山毎日新聞の2008年11月26日付社説では、「次は離島の何を切るのか 県議会は八重山支庁を守って」として、「県は財政難の

ツケを行財政改革や地方分権の美名の下に離島やへき地にだけ押し付けるなど。しかも地元が強く反対しているのに、現在の支庁長の1億5000万円の決裁権も譲るからと、もはや「論理より力」でしゃにむに押し切ろうとしている。このような県の対応を見ていると、この次はわたしたちの周りの何を切り捨てるのだろうかと怖くなる。既にその兆候は出ている。1つは今回は見送られた県立図書館八重山分館の廃止であり、その次は石垣少年自然の家の指定管理者移行、そして極めつけはこのほど県から示された県立病院の独立行政法人化案だ。」「だから八重山支庁は八重山振興の砦として廃止させてはならないと思う。」「そこで同問題を託される県議会の議員の皆さんにお願いしたい。引き続き「八重山振興の砦」の支庁をぜひ守ってと。そしてむしろ支庁の組織体制を強化してと。」と訴えています。

これらの宮古・八重山地域の人々の思いにこたえて、宮古・八重山支庁の存続と総合調整機能の権限のある支庁を存続させることこそ、地域の振興につながる地方自治、住民自治と真の地方分権の拡充につながるものであります。

総務企画委員会の質疑を通して幾つかの問題が明らかになりました。

私の支庁長の総合調整機能に関する質疑に対して、宮城総務部長は、現在の支庁は総合調整機能ではなくて事業の執行をするための連絡調整機能となっているのであろうと理解している。総合調整機能ということで我々が考えていましたのは、予算編成権なり企画・立案権、そういうものを総合的に支庁長ができるというのが総合調整機能と理解してございます。したがって、支庁長においてその権限を付与していないというのが実態でございまして、そういう実態をとらえて総合調整機能が現在のところないと我々は理解しているとの答弁でした。

宮古・八重山地域の多くの団体から、先ほど申しましたように、県議会提出の陳情で総合調整機能を評価して「本圏域の諸課題解決のため総合調整機能を果たしてきた支庁及び支庁長の存在は、今後ますます重要であり、むしろ支庁長の決裁権拡大及び組織機能の強化こそが求められています。」(石垣市議会)と、「宮古圏域の経済、産業、医療・福祉行政における総合調整機能を発揮し、同圏域の振興発展に大きく貢献してきており、また宮古・八重山支庁を設置した経緯からも、支庁長を配置し総合的な調整機能を図ること」と支庁、支庁長の総合調整機能を高く評価してその存続とその機能の強化を求めています。

このような宮古・八重山地域の現状と道理にかなった宮古・八重山支庁、支庁長存続の訴えを踏みにじるために、宮城部長の答弁のように意図的に総合調整機能はないとして連絡調整機能にすりかえて、総合調整機能のない統括監クラスの事務所に置きかえようとする事は許されません。

次に、新聞で報道されています参事監の権限は支庁長と同じような権限になると理解していいのかが、参事監、部長クラスに準ずる人を配置するという事はもう決定済みかとの質疑に対し宮城部長は、支庁長については部長職を充てるという事は一応内部の格付で部長クラスを充てている。今回の改編によりまして、事務所長は統括監クラスに格付しようと考えている。暫定的に参事監兼事務所長を配置して対応したいとの答弁でした。

また、皆さんは当面は住民の皆さんの反対の声が強いから、部長クラスらしき参事監というのを当分置きますよと、当面の宮古・八重山地域の皆さんを納得させる手段として取り出してきている中身ではないのかとの私の質疑に対して、宮城部長は、我々としては統括監クラスの事務所長を配置して十分だということで議案を提案している。ただ懸念されますことは、従来の部長クラスの支庁長が持っていた地域住民からの愛着と申しますか、そういう部分がまだ地元から払拭されていないようでございますので、行政経験という観点からしますといきなり統括監ということではなくて、暫定的に部長クラスを配置し対応したいということの答弁でした。この部長答弁からしても、支庁長が持っていた地域住民からの愛着という評価をしていることは、宮古・八重山地域のそれぞれの権益のための総合調整機能を持っている支庁長の役割が住民から高く評価されていることをみずから認めるものではありませんか。

このように、今回の支庁・支庁長廃止のための議案は道理がありません。

支庁長が廃止されたら総合調整機能のない統括監クラスが事務所長として配置されます。部長クラスの参事監は暫定的に配置しても支庁長と同等の総合調整機能権限はありません。

支庁長制度が導入された本来の趣旨・目的は、支庁長の総合調整機能を高めて宮古・八重山地域完結型システムを実現することでありました。そのためにも、支庁長の権限を拡充してほしいとの宮古・八重山地域からの陳情が行われてきたことは道理にかなったものであります。

本来ならば庁議に参加でき、議会でも宮古・八重山

地域の質問に、宮古・八重山地域の実情についても現場にいる支庁長が答弁できるようにする。本来の部長権限全体、総合調整機能を全面的に活用する役割の発揮ができるようにすることが求められているのではないのでしょうか。

宮古・八重山地区という沖縄の中でも本島から離れているところで、それぞれ伝統と文化があります。その地域の振興のために総合調整役としての支庁長が地域住民の信頼のもとで愛着が持たれ親しまれて、全体的な総合調整の大きな役割を果たしてきました。事業を行うためにも関係する部署が集まって議論をして、支庁長が総合調整機能を発揮してまとめ、地域にふさわしい事業が行われる流れがつけられてきました。この支庁制度、支庁長の総合調整機能を失ってはならないというのが宮古・八重山地域の住民の切実な要求であります。

1月8日付宮古毎日新聞では、「懸念されることタテ割行政の弊害 宮古支庁の改編で、本来、地域が最も憂慮しなければならないのは、人事や予算の執行権限ではない。「個別出先機関」であるが故の「タテ割行政」による弊害である。宮古支庁は、横断的な各課の連携を、総合出先機関長である支庁長が統括して行政執行にあっていたという歴史がある。これらが個別に分散されることによって、地域に根ざしていた「行政バランス」が一挙に崩れる可能性もある。性急な「行革」の弊害は、すでに宮古島市が経験していることだ。支庁改編後も地域コミュニティを支えるための機関として「ヨコのつながり」を尊重する組織改編が望まれる。」と指摘しております。

小泉自公内閣のもとで、国民と地方自治体に痛みを押しつける「構造改革」、「三位一体改革」のもとで、住民の暮らし、福祉、教育、医療切り捨てる行財政改革は、格差と貧困の拡大、住民の暮らし、福祉を守る地方自治体を疲弊させています。この破綻した小泉流の行財政改革プランの流れとして「沖縄県行財政改革プラン」は、県民生活を県民の暮らしと地方自治を踏みにじるものとなっています。

「沖縄県行財政改革プラン」の中で、今回の宮古・八重山支庁、支庁長廃止は住民の立場に立つのではなく、地方自治、住民自治、地方分権の拡充ではなく、中央・本庁集権型の縦割り行政を、簡素で効率的な組織を構築し、重要課題へのスピーディーな対応を行い、より住民が提供できる体制を整えるとの名目で強行するものとなっています。

支庁・支庁長制度の存続を求める道理ある民意を踏みにじり、支庁廃止、支庁長の総合調整機能を廃止し

て宮古・八重山事務所、事務所長に改編し、本庁集権的な縦割り行政中心の行政運営を復活させることは、地方自治、住民自治の拡充に反する暴挙であります。

このように、宮古・八重山支庁、支庁長を廃止する組織改編はやめるべきであります。現在の宮古・八重山支庁と支庁長制度を存続させるべきです。また、附帯決議でこれらの問題を解決できるものではありません。

以上の理由により日本共産党は、乙第1号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例」と「附帯決議」に反対し、宮古・八重山支庁と支庁長の存続を強く訴えるものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

**議長（高嶺善伸君）** 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

**議長（高嶺善伸君）** 再開いたします。

これより、平成20年第4回議会乙第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（高嶺善伸君）** 起立多数であります。

よって、平成20年第4回議会乙第1号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

．．

**議長（高嶺善伸君）** 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第1回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

**午前10時28分閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 桑 江 朝 千 夫

会議録署名議員 上 里 直 司